

県本部各部課長
県下各警察署長 殿

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本交企第978号
令和5年8月24日
交 通 部 長

地域交通安全活動推進委員制度の運営に係る留意事項について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の29及び第108条の30の規定、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「推進委員規則」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）第51条から52条の3までの規定に基づく地域交通安全活動推進委員制度の運営に係る留意事項については、下記のとおりであるので事務処理上誤りのないようにされたい。

記

第1 推進委員

1 委嘱

(1) 警察署長の推薦

警察署長は、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）を推薦する場合には、警察署の管轄する地域（以下「活動区域」という。）に居住し、又は勤務する等活動区域の交通の状況に精通していると認められる者について、法第108条の29第1項各号に規定する委嘱の要件を満たしているか否かを慎重に判断した上、地域交通安全活動推進委員推薦報告書（別記様式第1号）により宮城県公安委員会に推薦するものとする。

(2) 委嘱の要件の判断基準

法第108条の29第1項各号に規定する委嘱の要件を満たすか否かの判断は、次に定めるところにより行うものとする。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること（第1号）

人格識見ともに優れ、行動においても活動区域の住民に信頼があることをいう。

活動区域に他の交通に関するボランティア活動を行う者がいる場合には、その信頼も厚く、これと十分に連携を取りながら、効果的な活動を行うことができる者を選定することが望ましい。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること（第2号）

交通の安全と円滑に資するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有することをいう。

ウ 生活が安定していること（第3号）

経済的、社会的、家庭的に見て、生活基盤が安定していることをいう。

経済的観点から見ると、推進委員が名誉職であることから、その給与等に

頼らなくても十分に生活ができる者ということになる。

エ 健康で活動力を有すること（第4号）

心身ともに健康であり、推進委員としての活動を行うことによって、精神的、肉体的に支障を生じるおそれがないことをいう。

このような要件を満たす限りにおいては、高齢者等であっても支障はないが、活動力等の面から、十分に適格性を判断する必要がある。

(3) 委嘱状

警察署長は、宮城県公安委員会から委嘱状の送付を受けたときは、当該推進委員に対し委嘱状を伝達するものとする。

2 任期

推進委員の任期は2年であり、再任することができるが（推進委員規則第2条）、再任する場合であっても、1に定める委嘱の手続をとるものとする。

3 活動区域

(1) 原則

推進委員は、原則として、活動区域内の地域につき、その活動を行うものとされているが（推進委員規則第3条）、一の市区町村に複数の活動区域がある場合で、当該市区町村内の各活動区域の推進委員が相互に協力して当該市区町村全体の交通の安全と円滑に資するための活動を行うときなどは、当該地域外の地域においても活動することができるものとする。ただし、推進委員が活動区域外の地域において活動を行うときは、口頭又は文書により、その所属する協議会を通じ、あらかじめ当該推進委員の活動区域を管轄する警察署長に届出をするよう指導すること。

(2) 特例

地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）は、他の協議会からその所属する推進委員の応援派遣の要請を受けた場合には、応援派遣することとなる推進委員の同意を得、かつ、当該推進委員の活動区域を管轄する警察署長に届出をし、期間及び活動する地域を定めて、当該要請をした協議会に応援派遣することができるものとする。

4 活動内容及び方法

法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に規定する推進委員の活動については、次に定めるところによるものとする。

(1) 活動内容

ア 適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育（法第108条の29第2項第1号）

(ア) 概要

地域住民の交通安全に対する意識を高揚させることの重要性に鑑み、地域住民に対する交通安全教育を推進委員の活動内容としたものである。

(イ) 具体例

○ 老人クラブの定例会等において、活動区域の高齢者に対し、当該活動区域の交通事故の多発箇所等を示し、当該多発箇所等を安全に通行する

方法を理解させる交通安全教育を実施する。

- 町内会等において、活動区域内の幼児・児童の保護者に対し、こどもと一緒に道路を通行する際に注意すべき事項等保護者として果たすべき役割を理解させるための交通安全教育を実施する。
- 警察、交通安全協会等が実施する交通安全教育において、ヒヤリハット地図の作成や地域において道路を安全に通行するために留意すべき事項等を指導する。
- 警察、宮城県交通安全活動推進センター（以下「推進センター」という。）等から講師を招き、これらの講師とともに活動区域内の住民に対して交通安全教育を実施する。

(ウ) 留意事項

推進委員の行う交通安全教育においては、歩行者や運転者が道路を安全に通行するために必要な事項を網羅的に教育する必要はなく、地域の実情に応じて、住民が安全に道路を通行するために知っておく必要のある事項を選択的に取り上げて実施すれば足りる。また、推進委員が交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に従った教育を実施することができるようにするため、講習において当該指針や交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）の内容を指導するとともに、活動区域における交通事故の発生状況等に関する情報の提供、交通安全教育に必要な資機材の貸与、警察官の派遣等を行い、交通安全教育が効果的かつ適切に実施されるよう協力すること。

イ 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第2号）

(ア) 概要

高齢化の進展、バリアフリー化の推進等に鑑み、高齢者や障害者の通行の安全を確保するための方法について、住民の理解を深めるための運動の推進を推進委員の活動内容としたものである。

(イ) 具体例

- 高齢者や障害者が、歩行者として又は自転車や電動車椅子等を利用して道路を通行している場合に、周囲の者が進路を譲る等の配慮について啓発活動をする。
- 高齢運転者標識、身体障害者標識又は聴覚障害者標識を表示する自動車に対する保護や配慮について啓発活動をする。
- 高齢運転者等専用駐車区間制度の周知を図るとともに、他の運転者が車両を駐車しないようにするためのモラル向上について啓発活動をする。

(ウ) 留意事項

推進委員による高齢者や障害者の通行の安全を確保するための啓発活動が効果的に行われるよう、講習において反射材の活用、電動車椅子の安全

対策等について教養すること。

ウ 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第3号）

（ア） 概要

道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について、住民の理解を深めるための運動の推進を推進委員の活動内容としたものである。

（イ） 具体例

- 違法駐車追放キャンペーンを行うなど、駐車問題等に関する住民運動の盛り上げを図る。
- 通学路の途中にある地域住民の放置車両によって、児童の歩行に危険があることなど、地域の具体的な交通の状況を踏まえて、駐車対策等の必要性について理解を深めるための広報啓発をする。
- 駐車場案内パンフレットを活用するなどして、適正な車両の駐車に資するための情報を提供する。

（ウ） 留意事項

地域住民の駐車問題等に関する問題意識を高める活動が行われるように指導教養すること。

エ 特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第4号）

（ア） 概要

特定小型原動機付自転車又は自転車（以下「自転車等」という。）の適正な通行の方法について、住民の理解を深めるための運動の推進を推進委員の活動内容としたものである。

（イ） 具体例

- 自転車等の通行ルール及び安全な通行等に関するチラシを配布するなどにより、自転車等の利用者に対して通行ルールの周知を図る。
- 自転車等の利用者に対するルール遵守の徹底を図るための街頭における指導啓発を実施する。

（ウ） 留意事項

推進委員による自転車等の適正な通行についての啓発活動が効果的に行われるよう、講習において通行方法について教養すること。

オ 地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動（推進委員規則第4条第1号）

（ア） 概要

イからエまでに掲げるもの以外で、交通の安全と円滑に資するための広報啓発活動を推進委員の活動内容としたものである。

（イ） 具体例

- 交通事故防止、飲酒運転根絶や暴走族追放を目的とするキャンペーンを行うなど、住民運動の盛り上げを図る。
- 夜間に道路横断中の死亡事故が多発していることなど、地域の具体的

な交通事故の状況を踏まえて、交通対策の必要性や反射材用品等の活用について理解を深めるための広報啓発をする。

- 商店街や観光地における各種交通安全に資するための情報を提供する。

(ウ) 留意事項

形式的な活動に流れることなく、地域の交通状況に応じた事項を取り上げて、広報啓発活動を行うよう指導すること。

カ 地域において活動する団体又は個人に対し、地域における交通の安全と円滑に資するための協力を要請する活動（推進委員規則第4条第2号）

(ア) 概要

交通の安全と円滑に資するための協力要請活動を推進委員の活動内容としたものである。協力を要請する事項としては、交通の安全と円滑に支障を及ぼす事情を解消することのような消極目的の事項と、交通安全運動に取り組むことのような、いわば積極目的の事項との両方が考えられる。

(イ) 具体例

- 自治会の活動テーマとして地域の交通問題等を取り上げることなどを働き掛ける。
- 各種行事の主催者に対し、臨時駐車場の設置、案内板の設置、自動車利用の自粛推進等の自主的な交通対策を講ずるよう働き掛ける。
- 交通渋滞や交通の危険を生じさせるおそれのある施設、工事現場等の関係者に対して、自主的な交通安全対策を講ずるよう働き掛ける。
- 貨物搬入は混雑時間帯を避けること、店頭駐車場案内板を設けることなど、企業、商店等に対して自主的な交通安全対策を講ずるよう働き掛ける。

(ウ) 留意事項

協力要請は、これに伴い相手方に経済的負担を負わせることになる場合が多いと考えられるため、その内容を踏まえ、要請の方法を工夫するなど、相手方の納得を得ながら協力要請を行うよう指導すること。

キ 地域における交通の安全と円滑に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動（推進委員規則第4条第3号）

(ア) 概要

交通の安全と円滑に関する事項についての相談活動を推進委員の活動内容としたものである。「その他の援助」とは、推進委員として可能な範囲内での援助であり、例えば、交通問題の解決に関するパンフレット等があればこれを相談者に交付したり、相談者の希望に応じて警察機関等の担当部門と連絡をとったりすることなどをいうものである。

(イ) 具体例

- 地域における交通規制、信号機の設置等に関して住民の相談に応じる。
- 迷惑駐車等の問題に対して、電話、応接等を通じて相談に応じる。

- 交通問題の解決に関するパンフレット等を相談者に交付したり、相談者の希望に応じて警察と連絡を取る。

(ウ) 留意事項

活動区域における交通の安全と円滑に関係する場合には、活動区域外の住民からの相談にも応じて差し支えない。また、相談に係る事項が他の協議会の活動区域に関するものであるような場合には、推進委員は、可能な助言をしたり、速やかに当該他の協議会の推進委員に引継を行うなど、適切な対応に努めるよう指導すること。

ク 地域における交通の安全と円滑に資するための活動に協力し、又はその活動を援助する活動（推進委員規則第4条第4号）

(ア) 概要

交通の安全と円滑に資するための活動に対する協力援助活動を推進委員の活動内容としたものである。「協力援助活動」の対象となる活動には、純粹に民間ベースの活動も、警察機関等が関与する活動も含まれるものである。

(イ) 具体例

- 地域の交通安全運動等に協力する。
- 商店会、自治会等の自主的な交通対策に協力する。

(ウ) 留意事項

協力援助活動は、他の活動主体の活動を支援することにより、地域全体における交通の安全と円滑に資する活動を高めようとするものであるから、推進委員による協力援助が他の活動主体の当該地域における活動を活性化させることになるか、その効果を念頭に置きながら行うよう指導すること。

ケ 前各号又は法第108条の29第2項第1号から第4号までに掲げる活動を行うため必要な範囲において、地域における交通の状況について実地に調査する活動（推進委員規則第4条第5号）

(ア) 概要

法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び推進委員規則第4条第1号から4号までの活動に伴う実地調査活動を推進委員の活動内容としたものである。

(イ) 具体例

- 相談者に適切な助言をするため、必要な実態調査をする。
- 地域の実情に応じた交通安全教育や広報啓発活動をするため、地域の交通上の問題点について調査する。

(ウ) 留意事項

調査活動をするための強制にわたるような権限は与えられていないので、他人の敷地に立ち入って調査する必要がある場合には、当然、その管理者の承諾が必要となることを指導すること。また、実地調査活動は、必ずしも実地での活動が必要とされるものではなく、動画や画像データ等を

活用し、必要な情報を遠隔で収集することで、地域における交通の状況の確認を十分に行うことができる場合においては、実地調査活動を遠隔での活動で代替できることについて指導すること。

(2) 活動方法

ア 人数

各活動を行う際の体制は特に定めないが、協力要請活動のうち、違法行為を防止するため必要な措置を講ずることを要請する場合には、原則として、共同して行うものとする。

イ 活動の分担

推進委員は、活動区域全体において幅広く活動を行うことができるが、一人の推進委員が前記(1)に掲げる全ての活動を網羅的に行う必要はなく、各推進委員の活動の効果が活動区域全体にバランスよく及ぶよう、それぞれの推進委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を調整するように指導すること。

(3) 活動の対象範囲

法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動は、地域における交通の安全と円滑に資するための活動に限られるものであり、それ以外は含まれない。例えば、道路に関する工事においても、交通の安全と円滑に資するために必要な事項に関する要請活動等を行うことができるが、道路の占用物件の保全に必要な事項など交通の安全と円滑とは関係のない事項に関し指示、注意等を行うことはできない。

5 遵守事項

推進委員に対し、次の事項を遵守するよう十分指導するものとし、推進委員がこれらに違反したと認められるときは、個別に注意するなど必要な措置をとるものとする。

(1) 住民に対して行う交通安全教育を、交通安全教育指針に従って行うこと（法第108条の29第3項）。

ア 趣旨

推進委員による交通安全教育の効果的かつ適切な実施を図るためには、その内容、方法等につき準拠すべき指針を定め、推進委員が行う交通安全教育をその指針に従って行わせることが効果的であると考えられるため、このように義務づけられたものである。

イ 留意事項

交通安全教育指針にしたがって交通安全教育を行うことができるよう平素から交通安全教育指針に対する理解を深め、これを活用し、地域の住民に対して、効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるよう指導すること。

(2) 関係地域の住民の要望と意見を十分に尊重するよう努めること（推進委員規則第5条第1項前段）。

ア 趣旨

推進委員が、関係地域の住民の要望と意見を十分に尊重して活動を行うべきことは、ボランティア活動に法的な裏付けを与えるという推進委員制度の趣旨に鑑み、推進委員として当然の心構えであり、このことを端的に活動上の注意として定めたものである。

イ 留意事項

平素から、住民の要望と意見を踏まえて活動を行うよう留意するとともに、推進委員の活動に批判的な意見についても、虚心坦懐に活動の在り方を省みるなど、真摯な対応をとるよう指導すること。

- (3) 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように留意すること（推進委員規則第5条第1項後段）。

ア 趣旨

推進委員は、警察官とは異なり、法律上特別な権限は認められておらず、あくまでも地域住民の理解と協力を得ながらその活動を行うべきであるが、その活動の方法等いかんによっては、他人の正当な権利及び自由を害する可能性もあるので、このようなことのないように活動上の注意として明記することとしたものである。

イ 留意事項

「正当な権利及び自由を害する」活動には、刑罰法令に触れる行為はもとより、刑罰法令に触れなくとも憲法に保障された国民の権利及び自由を不当に侵害するような行為が含まれる。

（禁止される行為の例）

- 交通安全に関するパンフレットの受取りを拒否した者に無理強いをしてこれを受け取らせる。
- 協力要請に応じないイベントの主催者に対して、嫌がらせをして催し物の開催を邪魔する。
- 相談者の秘密を漏らす。
- 実地調査のためにみだりに他人の敷地内に入り込む。

- (4) 政党又は政治目的のためにその地位を利用しないこと（推進委員規則第5条第2項）。

ア 趣旨

推進委員の活動が、公務性を持つものであるところから、その政治的な中立性を確保し、その信頼性を高めるために、政治的な地位利用を禁止したものである。

イ 留意事項

特別職に属する地方公務員たる推進委員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する政治的行為の制限の適用はないので、本条の規定による指導を徹底し、いやすくも推進委員としての活動が選挙運動等に利用されることがないようにすること。

「政党のため」とは、特定の政党を結成すること、特定の政党に加入すること、特定の政党を支持すること、特定の政党から脱退すること、特定の政

党に反対すること等に資するとの意味である。

「政治目的のため」とは、公職の選挙において特定の候補者を支持し又はこれに反対すること、特定の内閣を支持し又はこれに反対すること、特定の政治的団体を支持し又はこれに反対すること、政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること等に資するとの意味である。

「その地位を利用する」とは、推進委員たる名称や推進委員としての活動に伴う影響力を行使することを意味する。

(禁止される行為の例)

- 推進委員が地域の住民に対して行う交通安全教室において、特定の候補者への投票を依頼する。
- 交通安全に関するチラシとともに、特定の政党の機関誌の号外を配布する。

6 身分証明書

(1) 携帯及び掲示義務

推進委員は、活動を行うに当たっては、所定の様式の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならないこととされている（推進委員規則第6条第1項）ので、推進委員に対し、この旨の指導を十分に行うものとする。

(2) 交付等

委嘱に際して、推進委員規則別記様式第1号に定める様式の身分証明書を推進委員に交付するものとし、推進委員がその身分を失ったときは、これを確実に返納させるものとする。

7 標章

(1) 使用義務

推進委員は、活動を行うに当たっては、推進委員規則別記様式第2号に定める様式の標章を用いなければならないこととされている（推進委員規則第7条）。

推進委員には、活動中、所定の規格の記章（バッジ）を装着させるものとするが、このほか、標章を印刷した腕章、帽子、たすき、旗等を使用しても差し支えない。

なお、推進委員の標章は、軽犯罪法第1項第15号の「法令により定められた標章」に該当するので、推進委員でない者が標章を用いることのないよう注意すること。

(2) 交付等

委嘱に際して、記章（バッジ）及び腕章を推進委員に交付するものとし、推進委員がその身分を失った場合には、これを確実に返納させるものとする。

8 講習

規則第8条第1項の規定による推進委員に対する講習（以下「講習」という。）は、次のとおり行うものとする。

なお、講習は、受講者の利便性に配慮し、受講者の要望やインターネット環境の整備状況等を踏まえ、オンラインによることとしても差し支えない。

(1) 講習の目的

推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うことができるようにするため、推進委員に対し、基本的な事項を理解させることを目的とする。

(2) 講習の方法

講習は、講習用に作成された教本を用いるほか、視聴覚教材等効果的な教材を用いて行うものとする。

(3) 講師

講習の講師は、講習事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

(4) 講習の内容等

講習項目、講習内容及び講習時間は別表に定める講習実施要領により実施するものとするが、各地区の実情並びに委嘱する推進委員の知識及び経験に応じて、必要な事項を追加し、又は不要と認められる事項を省略することができるものとする。

(5) 講習の実施時期

講習は、原則として、推進委員として委嘱した時から、おおむね3か月以内に行うものとする。

9 指導

(1) 指導を受ける義務

推進委員は、その職務に関して公安委員会の指導を受けるものとされている（推進委員規則第9条）。

(2) 指導の対象

推進委員規則第9条の規定による指導には、全推進委員を対象とした一般的な指導のほか、個別の推進委員に対する指導も含まれる。

(3) 指導事項

指導する事項には、推進委員としての活動内容に関する事項のほか、推進委員規則第5条等に規定する推進委員としての義務を守らせることも含まれる。

また、指導する事項には推進委員にその活動区域を守らせたり、遵守事項に違反する活動をしないようにさせたりする消極目的のもののほか、推進委員の活動を効果的、効率的に行うことができるようにするための積極目的のものも含まれる。

(4) 指導の方法

ア 講習及び推進センターの行う研修において指導する。

イ 必要に応じて協議会の会長等を招致して指導する。

ウ 必要に応じて指導文書を各推進委員に配布する。

エ 警察職員に随時巡回指導をさせる。

オ 勤務懈怠、遵守事項違反等の問題のある推進委員に対して、個別に注意する等の措置を講ずる。

10 解嘱等

(1) 解嘱の要件

法第108条の29第5項各号に掲げる解嘱の要件に該当するか否かの判断は、次に定めるところにより行うものとする。

ア 法第108条の29第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき（第1号）。

1(2)に定める委嘱の要件の判断基準による。

イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき（第2号）

法第108条の29第3項、推進委員規則第5条等に規定される職務上の義務に違反し、又は正当な理由がなく、法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動を行うことを怠ったときに解嘱する。

なお、「活動を行うことを怠った」か否かの判断は、公安委員会の指導内容、協議会における活動基準等の申合せ等の諸般の事情を考慮して、他の推進委員に比べて、著しく活動が低調であるか否かにより判断する。

ウ 推進委員たるにふさわしくない非行のあったとき（第3号）

推進委員としてふさわしくない刑罰法令に触れる行為又は反社会的・反道徳的な行為をしたときに解嘱する。

(2) 解嘱等の上申

警察署長は、推進委員が法第108条の29第5項各号に掲げる解嘱の要件に該当すると認められるとき、又は推進委員から任期途中に辞職の申し出があったときは、地域交通安全活動推進委員解嘱・辞職上申書（別記様式第2号）により宮城県公安委員会に上申するものとする。

(3) 弁明の機会の付与

推進委員を解嘱する場合には、推進委員の所在が不明の場合を除き、あらかじめ理由を通知して、当該推進委員に弁明の機会を与えることとされている（推進委員規則第10条）。

弁明の機会を与えるときは、弁明の機会の付与、解嘱の理由、弁明の日時及び場所を記載した弁明の機会付与の通知書（別記様式第3号）により当該推進委員に対して通知するものとする。

(4) 弁明の録取

弁明を録取するときは、弁明調書（別記様式第4号）を作成するものとする。この場合において、弁明を録取する者は、解嘱の理由を当該推進委員に説明しなければならない。

(5) 解嘱通知・辞職の承認通知

解嘱をしたときは、県規則第51条の3第2項に規定する解嘱通知書を交付して行うものとする。ただし、当該解嘱された者の所在が不明のとき又は推進委員が死去したときは、この限りでない。

推進委員が任期途中に自ら辞職を申し出たなどの場合に、辞職を承認するときには、辞職承認通知書（別記様式第5号）を交付するものとする。

11 活動報告

推進委員の活動報告は次のとおりとする。

- (1) 警察署長は、推進委員の活動を把握するため、協議会に対し地域交通安全活動推進委員活動報告書（別記様式第6号）により報告を求めるものとする。
- (2) 警察署長は、推進委員の活動状況を地域交通安全活動推進委員活動状況報告書（別記様式第7号）により四半期ごとに報告するものとする。

12 謝金

推進委員に対しては、謝金を支給するものとする。

第2 協議会

1 役員等

(1) 人員等

協議会には、役員として、会長1名及び幹事若干名を置くこととされている（推進委員規則第11条第1項）。

幹事の人数は、協議会を構成する推進委員の3分の1を超えない範囲内で各協議会において定めるものとする（県規則第52条の2）。

なお、幹事のうち、あらかじめ会長が定める順位の最上位の者を便宜上、副会長等と呼称することとしても差し支えない。

(2) 職務

会長の職務は、協議会の会務を取りまとめ、協議会を代表することであり（推進委員規則第11条第2項）、幹事の職務は、会長を助け、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代行することである（同条第3項）。

幹事が複数いる場合には、地域的又は事物的に、各幹事が担当する事務を明確にし、実質的に会長を補佐することができるように指導するものとする。

(3) 選任及び解任

役員は、推進委員の互選により選任され（推進委員規則第11条第4項）、役員がその職を辞する場合のほか、互選により、これを解任することができる。

なお、具体的な手続は、各協議会が定めるものとする。

(4) 任期

役員の任期は、1年であり、再任することができる（推進委員規則第11条第5項）。

補欠等により選任された会長及び幹事の任期については、前任者の残任期間とする。

(5) 顧問等

会長及び幹事以外に、協議会が別に定めるところにより、関係行政機関の長、関係団体の長等を顧問、相談役等の名称で委嘱することとしても差し支えない。ただし、顧問、相談役等により、実質的に協議会の運営に支障が生ずることがないようにするため、その所掌事務等を定めるに当たっては、あらかじめ警察署長を通じて協議させることとし、人選に当たっては、事前に警察署長の意見を聴くよう指導するものとする。

2 事業

法第108条の30第2項及び推進委員規則第12条に規定する協議会の事業の運営は、次に定めるところによる。

(1) 推進委員の活動方針を定めること（法第108条の30第2項）。

ア 具体例

- 重点的に取り組むべき活動内容、活動地域等を定める。
- 月間、年間の活動の具体的な目標を定める。

イ 留意事項

活動方針を定めるに当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、警察署長等と緊密な連絡を取るよう指導すること。

(2) 推進委員相互の連絡及び調整を行うこと（法第108条の30第2項）。

ア 具体例

- 推進委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を調整し、定める。
- 各推進委員の活動等で必要がある場合に、これを調整する。
- 各推進委員の活動状況等について連絡する。

イ 留意事項

協議会が各推進委員の担当地区等を調整、設定する場合には、交番及び駐在所の所管区の範囲その他地域における諸事情を勘案するよう指導すること。

(3) 推進委員の活動に関し、警察機関その他の関係行政機関、推進センターその他の関係団体及び他の協議会との連絡又は調整に当たること（推進委員規則第12条第1号）。

ア 具体例

- 警察署との連絡会を開催する。
- 市区町村の交通安全担当部局等の活動予定等を連絡する。
- 地区交通安全協会と活動内容を調整するための協議会を開催する。
- 推進センターと研修を受けるべき推進委員の調整をする。

イ 留意事項

「関係行政機関との連絡」とは、推進委員の行う活動の日程等の連絡を意味するものであり、関係行政機関に対する意見具申権を認めたものではない。

(4) 推進委員の活動に必要な資料及び情報を集めること（推進委員規則第12条第2号）。

ア 具体例

- 関係機関、団体等から資料及び情報を収集する。
- 推進委員が活動に関して把握した交通の状況に関する情報を集約する。

イ 留意事項

収集した情報については、適切な方法で推進委員に伝達し、活動するよう指導すること。

- (5) 推進委員の活動について広報宣伝すること（推進委員規則第12条第3号）。

ア 具体例

- 推進委員の活動を宣伝するポスターを作成する。
- 広報紙（誌）を発行する。

イ 留意事項

推進委員がどのような活動を行い、どのような成果を挙げているのかを広報宣伝し、推進委員の活動についての地域住民の理解を深め、その協力等が得やすくなるよう指導すること。

- (6) 推進委員がその活動を行うに当たって使用する資器材を管理すること（推進委員規則第12条第4号）。

ア 具体例

- 交通安全教育用の資器材、広報啓発活動用のビデオ機器等がある場合にこれを保管管理する。

イ 留意事項

備品等については、管理台帳を作成し、管理に問題がないように配慮するよう指導すること。

3 意見の申出

(1) 内容

協議会が法第108条の30第3項の規定により公安委員会又は所轄警察署長に申し出ることができるのは、「推進委員の活動に関し必要と認める意見」である。

ア 具体例

- 推進委員に対する講習又は研修の内容等、使用する資器材その他推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うに当たって必要と認められる事項
- 推進委員がその活動を通じて把握した地域における交通の安全と円滑を確保する上で必要と認められる事項

イ 留意事項

協議会が所轄警察署長に申し出る意見は、公安委員会の所掌に係る事務の範囲内に限られる。これは、警察として直接処理することのできない事務を直接処理するよう申し出ることとはできないということであり、関係行政機関に交通の安全と円滑を図るため必要な措置を講ずるよう申し入れることは警察の所掌事務の範囲内であるから、「〇〇〇（関係行政機関）に対し、〇〇〇の措置を講ずるよう働き掛けること。」のような意見を申し出ることはもちろん可能である。

(2) 意見の申出先

所轄警察署長の所掌事務に関する意見にあつては所轄警察署長宛てに、これ以外の意見にあつては宮城県公安委員会宛てに提出するよう指導するものとする。

所轄警察署長が複数ある場合には、意見の内容に応じ、当該意見に係るのあ

る各所轄警察署長宛てに意見を申し出るよう指導するものとする。

(3) 方法

ア 宮城県公安委員会又は所轄警察署長に対する意見の申出は、地域交通安全に関する意見申出書（別記様式第8号）により行うものとする。

イ 宮城県公安委員会に対する意見の申出を受理した所轄警察署長は、当該協議会の意見に対する対応状況及び措置結果を地域交通安全活動推進委員協議会意見申出受理報告書（別記様式第9号）により宮城県公安委員会に報告するものとする。

ウ 所轄警察署長の管轄区域以外の区域を管轄する警察署長に係る意見の申出がある場合には、経由を受けた所轄警察署長又は交通部交通企画課長において、当該意見に係る関係警察署長に意見を求める手続をとるようにするものとする。

(4) 意見に対する措置

協議会が申し出た意見のうち、理由のあるものについては、交通警察の運営上、十分に参考とするよう努めるものとする。また、協議会が申し出た意見に対して講じた措置については、支障のない範囲内で、これを協議会に連絡するよう努めるものとする。

4 報告又は資料の提出

(1) 対象事項

公安委員会は、協議会の適正な運営を確保するため必要があると認められるときは、当該協議会に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとされている（推進委員規則第14条）。

報告又は資料の提出を求めることができるのは、法第108条の30第2項、規則第12条及び法第108条の30第3項に規定する業務の実施状況、役員の選任手続状況、会計の処理状況等協議会の適正な運営を確保する上で必要と認められる事項全般である。

(2) 方法

規則第14条の規定による報告又は資料の提出の要求は、急を要する場合を除き、地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告及び資料提出上申書（別記様式第10号）により所轄警察署長が宮城県公安委員会に上申し、地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告及び資料提出要求書（別記様式第11号）により当該協議会に行うものとする。

(3) 留意事項

推進委員規則第14条の規定は、「協議会の適正な運営を確保するため必要があると認められるとき」における公安委員会の権限を定めたものであり、本条は、所轄警察署長等が日常的な業務指導の一環として、必要な報告連絡を求めることを妨げるものではない。

5 勧告

(1) 対象事項

公安委員会は、協議会の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該

協議会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを勧告することができることとされている（推進委員規則第15条）。

勧告の対象となるのは、法第108条の30第2項、推進委員規則第12条及び法第108条の30第3項に規定する業務の実施方法の改善、役員の解任、会計処理の改善等協議会の運営全般の改善である。

(2) 方法

推進委員規則第15条の規定による改善の勧告は、地域交通安全活動推進委員協議会に対する勧告上申書（別記様式第12号）により所轄警察署長が宮城県公安委員会に上申し、地域交通安全活動推進委員協議会に対する勧告書（別記様式第13号）により当該協議会に行うものとする。

(3) 留意事項

推進委員規則第15条の規定は、「協議会の運営に関し改善が必要であると認めるとき」における公安委員会の権限を定めたものであり、本条は、所轄警察署長等が協議会に対し、日常的な業務指導をすることを妨げるものではない。

6 その他

(1) 地区交通安全協会との関係

協議会の運営に当たっては、地区交通安全協会との関係に十分配慮するものとする。

(2) 協議会の内規

協議会の定める内規のうち、推進委員の担当する地区、役員の選任及び解任に関する事項、相談役等の委嘱及び解嘱に関する事項、公安委員会又は所轄警察署長に対して申し出る意見の決定に関する事項その他重要と認められる事項については、所轄警察署長と事前協議をさせるなど、必要な指導を行うものとする。

(3) 事務所等

警察署長は、協議会の事務所、協議会の会議の開催等について可能な限り便宜を図るよう努めるものとする。

第3 宮城県地域交通安全活動推進委員協議会

1 宮城県地域交通安全活動推進委員協議会

推進センターに、各地区の協議会の連合組織として、宮城県地域交通安全活動推進委員協議会（以下「県協議会」という。）を置くものとする。

2 県協議会の組織

県協議会は、各協議会の会長をもって組織し、県協議会の役員の構成は、推進委員規則第11条を準用するものとする。

3 県協議会の業務

県協議会は、協議会相互の連絡調整及び推進委員がその任務を遂行するために必要な事項を協議することを主たる業務とする。

別表

講習実施要領

講習項目	講習内容	講習時間
1 道路交通の現状に関する知識	(1) 全国の交通死亡事故発生状況など交通情勢の概要について説明し、交通の安全と円滑を図る上での課題を理解させる。 (2) 県内及び管内における交通死亡事故発生状況など交通情勢について説明し、交通の安全と円滑を図る上での課題を理解させる。	1 時間程度
2 道路交通関係法令の基礎的な知識	交通の方法に関する教則に規定する事項を中心に、道路交通関係法令に規定する交通の安全と円滑に係る事項のうち、推進委員としての活動を行う上で必要と認められるものについて説明し、理解させる。	1 時間程度
3 推進委員としての心構え	(1) 推進委員制度の趣旨について説明し、交通の安全と円滑の確保を図る上で推進委員が果たすべき役割について理解させる。 (2) 法及び規則を中心に、推進委員の身分、活動区域、遵守すべき事項等を十分に理解させる。 (3) 協議会及び交通安全活動推進センターとの関係について説明し、理解させる。	1 時間程度
4 活動要領	(1) 法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に規定する推進委員の活動内容について十分に説明し、理解させる。 (2) 各活動に関する公安委員会の指導方針について周知徹底を図る。	1 時間程度
5 交通安全教育の実施要領	地域における住民に対する交通安全教育の重要性について説明し、年齢若しくは通行の態様又は業務の態様に応じ、段階的かつ体系的に技能及び知識を習得させるため、交通安全教育指針の内容を十分に理解させる。	1 時間程度

地域交通安全活動推進委員推薦報告書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

警察署長

被推薦者	本 籍			
	住 所	電話 ()		
	ふ り が な 氏 名		男 女	年 月 日生 (歳)
	職 業		勤務先	
経 歴 等	家族の状況			
	経 歴			
	推進委員歴	○推進委員活動年数： 年 か月 (初回委嘱年月： 年 月) ○県協議会役員： 年 か月 ○地区協議会会長在職年数： 年 か月		
	ボランティア活動歴			
	表 彰 歴			
	健康状態			
	運転免許関係	免許種別	交付公安委員会	免 許 番 号
		交 通 違 反 歴	交 通 事 故 歴	
推薦理由				

別記様式第 2 号

地域交通安全活動推進委員解嘱・辞職上申書

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿

警察署長

被（解嘱 ・辞職） 上申者	本 籍			
	住 所	電話 （ ）		
	ふりがな 氏 名		男 女	年 月 日生 (歳)
	委嘱状況	所属協議会 地区協議会 初回委嘱 年 月 日		
解嘱に該当すると認められる事項 又は 辞 職 理 由				
備 考				

弁 明 の 機 会 付 与 の 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

宮城県公安委員会 印

道路交通法第 1 0 8 条の 2 9 第 5 項の規定により、地域交通安全活動推進委員を解嘱する予定であるので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第 1 0 条の規定に基づき、次のとおり通知します。

解嘱の理由	
弁明を聴く 日時・場所	

注 上記の日時場所に出頭しない場合には、貴方の弁明を聴かないで解嘱することがあります。

やむを得ない理由により出頭ができないときは、 月 日まで、
宮城県警察本部交通部交通企画課（担当 電話 ）
に連絡してください。

弁 明 調 書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日
において、本職に対し下記のとおり地域交通安全活動推進委員及
び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第 1 0 条の規定
による弁明をした。

記

氏名

①印

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを
申し立て、署名押印した。

年 月 日

所属

官職

氏名

①印

辞 職 承 認 通 知 書

殿

あなたに委嘱した地域交通安全活動推進委員
の職について、辞職の申出がありましたが、

年 月 日付けでこれを承認したので
通知します。

年 月 日

宮城県公安委員会 印

別記様式第 6 号

地域交通安全活動推進委員活動報告書（ 月分）

年 月 日

警察署長 殿

_____地区地域交通安全活動推進委員協議会

氏 名 _____

日 時	活動区分	活 動 内 容	備考

注 1 活動区分は、交通安全教育にあつては 1 と、高齢者等の安全確保にあつては 2 と、
駐車・道路使用にあつては 3 と、自転車の適正通行にあつては 4 と、特定小型原動機
付自転車の適正通行にあつては 5 と、広報啓発にあつては 6 と、協力要請にあつては
7 と、相談活動にあつては 8 と、協力援助にあつては 9 と、実地調査にあつては 1 0
と、その他にあつては 1 1 と記載してください。また、交通安全教育については、受
講者数も備考欄に記載してください。

2 複数委員の活動については、代表者が記載してください。

警察署長

1 道路交通法第108条の29第2項の規定に基づく活動

[illegible]

交通安全教育活動の内訳							
幼 児		児 童		高 齢 者		その他	
実施回数	延人員	実施回数	延人員	実施回数	延人員	実施回数	延人員

- 注1 交通安全教育は、推進委員独自によるもののほか、警察官の補助的役割をした場合も含む。
 2 活動時間は、実施人員×1人当たりの活動時間を記載すること。
 3 安全教育対象欄は、幼児、児童、高齢者又はその他に区別して記載すること。
 4 備考欄には教育内容を簡記すること。

[illegible]

(3) 駐車・道路使用に関する活動実施状況

[illegible]

(4) 自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

[illegible]

(5) 特定小型原動機付自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

[illegible]

定に基づく活動

[illegible]

注 区分欄の記載は、次の該当番号を記載すること。

6 その他の活動

4 協力援助活動

地 域 交 通 安 全 に 関 す る 意 見 申 出 書

年 月 日

殿

地区地域交通安全活動推進委員協議会

会長



道路交通法第 108 条の 30 第 3 項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の活動に関して、下記のとおり意見の申出をします。

記

1 意見等の内容

2 理 由

3 参考資料
(別添のとおり。)

注 参考資料は、該当がある場合のみ添付すること。

別記様式第 9 号

地域交通安全活動推進委員協議会意見申出受理報告書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

警察署長

受 理 年 月 日	年 月 日
申 出 者	地区地域交通安全活動推進委員協議会 会長
申 出 内 容	別添「地域交通安全に関する意見申出書」のとおり。
対 応 状 況 及び措置結果	

別記様式第 1 0 号

地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告及び資料提出上申書

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿

警察署長

被上申協議会	地区地域交通安全活動推進委員協議会 会長
報告事項及び 提 出 資 料	
報告及び資料 提出を求めよ うとする事由	

地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告及び資料提出要求書

年 月 日

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり資料の提出を求めます。

記

1 報告を求める事項

2 提出を求める資料

3 期限

年 月 日まで

地域交通安全活動推進委員協議会に対する勧告上申書

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿

警察署長

被上申協議会	地区地域交通安全活動推進委員協議会 会長
勧告事項	
勧告を求めようとする事由	

地域交通安全活動推進委員協議会に対する勧告書

年 月 日

地区地域交通安全活動推進委員協議会
会長 殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する
規則第 15 条の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

1 勧告事項

2 理 由

3 改善の実施期限

年 月 日まで